



厚木警察署からのお願い

振り込め詐欺の被害にあわないためのポイント!

●前の番号に確認

「携帯電話の番号が変わった」と電話があったら、必ず前の電話にかけて本人に確認をしましょう。

●本当の家族かどうか確認

たとえ息子(孫)を名乗って、声が似ていても「ペットの名前を言って」と確認する。犯人は絶対に答えられません!
※ペットがいなくても使えます。

★最近多い手口

- ・連帯保証人になって代わりに払わなければならない。
- ・会社の金を使ってしまった。今なら何とかなる。
- ・警察官をかたる電話をかけ、訪問してキャッシュカードを搾取る。

振り込め詐欺発生状況

厚木警察署管内	発生件数	8件	被害額	約 1,760万円
神奈川県内	発生件数	545件	被害額	約7億8,978万円
平成21年1月1日~12月24日現在				

あなたを狙うひったくりに注意!!

まさか私が…ほとんどの方が呆然とそう答えます。ひったくりは、高齢者や女性の方々を狙った悪質な犯罪です。しかし、普段からちょっとした防犯対策を心掛けるだけで被害に遭遇する可能性がずっと低くなります。

ひったくり犯はあなたの際を狙っています

被害者のほとんどの方が防犯対策を取っていませんでした。

- 自転車の前カゴに防犯ネットをつけていない人
- 携帯電話やヘッドホン等に夢中で、周囲の状況がよく見えていない人
- バッグ等を無防備に車道側に持っている人

厚木警察署

046-223-0110



甘い言葉で次々に切替を勧める勧誘員! しっかり対応し、賢い選択を!

賢い選択で、悪質な業者とのトラブルを防止しましょう!

電話勧誘篇

- ・「安い料金の販売店を紹介します」と言って勧誘する悪質ブローカーにご用心。
- ・ガスの料金調査と名乗る電話による勧誘に注意しましょう。



訪問勧誘篇

- ・勧誘だけで営業実態のない会社もあります。
- ・「〇〇消費者センター」、「〇〇協会」などと公的機関に似た名称を名乗る二セモノもいます。

平成21年12月1日から 特定商取引法の改正法が 施行されました

〈改正のポイント〉

- 事業者は勧誘の際に氏名・会社名・商品・勧誘目的を消費者にお伝えします
- 事実と異なることを告げることは禁止されています
例: (数ヶ月後に値上げをするつもりであり、その結果、料金は現在の業者と変わらなくなるにも関わらず)「今お支払いのLPガス料金が半分になります」等と告げることは禁止
- 消費者にとって不利益な事実を知っていれば告知します
例: 近々値上げを予定しているのに伝えないこと等は禁止
- 一度契約を断られた事業者が再度勧誘することは禁止されています
※「お断りします!」「いりません」などと、ハッキリと断ることが重要です

不振な電話がかかってきたり、しつこい訪問勧誘があったら

社団法人 神奈川県エルピーガス協会 お客様相談所

土日・祭日を除く午前8:30~午後5:30迄 (tel.0120-244-566)

発行者 神奈川県エルピーガス協会厚木支部